

国際環境 NGO グリーンピース委託レポート（日本語 抄訳版）
2015年2月26日

川内原発と火山灰のリスク

原題：

IMPLICATIONS OF TEPHRA (VOLCANIC ASH) FALL-OUT ON THE
OPERATIONAL SAFETY OF THE SENDAI NUCLEAR POWER PLANT



© Greenpeace

執筆者：

ジョン H ラージ

John H Large, Large&Associates, Consulting Engineers, London

日本語抄訳版は、英語本編（全72ページ）から、Executive SummaryとPart Vのみについて、グリーンピースが委託・翻訳したものです。図表番号と脚注、参考文献は原文と合わせています。

GREENPEACE

Executive Summary (要約)

本レポートは、火山噴火により九州電力の川内原発（鹿児島県薩摩川内市）が大量の火山灰降下物に見舞われた場合の現在の原子力安全対策について、3つの側面から論じる。このレポートでは、火砕流等その他の火山に関連する危険要素について、また、こうした危険に火山灰降下物が加わることで、運転中の原発の復旧対応力にどのような脅威となりうるかという点については細部に検討を加えることはしない。

本レポートではまず、火山に関連する危険要素全般について、それが発生した場合の状況とリスクを十分に予想する上で、川内原発の事業者が満たさなければならない現行の規制要件について概観する。第二に、川内原発に関して危険な火山とその危険度を判定するために用いられているスクリーニング・プロセスの有効性について述べる。第三に、予想される火山災害の規模に対して、2013年に改訂された原子力規制委員会の「設計基準」要件は適切であるのか、この点につき、原発が長期間火山灰降下物に見舞われた場合、川内原発内での準備や対策は、周辺地域を放射性物質による深刻な影響から防護するのに十分であるのかという点について論じたい。

2012年に新しく設置された原子力規制委員会は、2013年初めに、極端な自然現象の中でも特に火山活動のリスクと危険について、影響評価の指針案を出した。この「火山影響評価に関する新安全基準」案は、特に方法論的な評価プロセスを採用している点で、国際原子力機関（IAEA）の推奨する基準に忠実である。ここで重要なのは、この評価プロセス全体が、火山ハザードに特化し各原発の立地の特性に合わせて作成された「設計基準」のパラメータを確定、導入させるものだったという点である。

ところが、当初2013年6月に最終的な改訂指針案として出された「原子力発電所の火山影響評価ガイド」は、事業者——川内原発の場合は九州電力——に十分包括的なリスク・危険評価の手続きを厳守させる規制力にも強制力にも欠けている。たとえば川内原発では、甚大な火山灰被害のケースが、確率論的判定による可能性の範疇から引き出されるのではなく、むしろIAEAが推奨する方法に反すると考えられる形で、12,800年ほど前に起きたとされるたった一度の地質学的な出来事を基に導き出されている。現存する地質学的な痕跡が示す一度のみの過去の出来事に依拠するのは、特に同時代の人間の証言が得られない場合には、不確実性を伴わざるをえない。とりわけ、過去のより小規模な火山活動が地質学的な痕跡からは隠れて見えなくなっていたり、火山灰降下の物理的な痕跡が時を経て浸食されたり拡散したりしていたのなら、将来の潜在的な火山活動の測定基準が、実際より低く見積もられてしまう可能性がある。

九州電力による、噴火の可能性のある火山を選別するための火山爆発指数（VEI）の適用の仕方にも同様の欠陥がある。特に、より頻度の高いVEI3からVEI6レベルの火山活動は川内原発に何ら有害な影響を及ぼさず、VEI7クラスの大規模噴火の場合にだけ、川内原発の現在の「多重防護」設備の有事対応力に問題が生じると主張している点である。VEIは、基本的には過去に観測された火山噴火を測定する経験的な尺度として、噴出量や噴煙の高さ等、数々の定性的な観測を考慮して作成されるものであり、一般的に将来の噴火頻度の前兆や、噴火マグニチュード、火山灰降下等の影響を予知するための尺度とは考えられていない。

概して、そしておそらくより直接的に、火砕流や火砕サージのような高エネルギーの火山ハザードとの関連という点においても、噴火の予測が可能だと主張する理論モデルの一例のみに過度に依存している。また、仮にこの研究のモニタリングの方法論が信頼に足るものであるとしても、このモデルのタイムスケールの範囲は、行動を促すには長すぎる（10年から100年）か、あるいは、400トンから1000ト

ンほどの使用中の核燃料を搬出準備して、原発敷地内から日本のどこか安全な貯蔵場所へ移送する時間としては短かすぎるだろう（数週間から数ヶ月）。

しかしながら、本レポートは火山灰降下物に限定して論じており、これほど大量の使用済みおよび短期間しか冷却されていない核燃料を移送するという、たとえ不可能ではないとしても、おそろしく困難な事業については深く立ち入ることはしない。

また本レポートにおいては、火山灰降下の長期化への対策が、川内原発内で十分に取られているかを検討している。九州電力は、堆積する火山灰層は最大 12cm から 15cm になると推定している。これは、堆積して湿った灰が、原発立地内に散在する様々な平屋根やタンクに荷重を加えるという点から見ると、屋根の設計荷重限度内である。この火山灰層への対処として、九州電力は、作業員 2 人 1 組のチームを編成すれば 30 チームによる 14 日間ほどの作業で灰を除去できるとしている。これはかなり楽観的な予測である。イギリスで用いている指標をもとに作業量を換算してみると、水をたっぷり吸いこんだ「粘着性の」火山灰の除去には 30 日程度かかる。火山灰降下が続く中で、同時に火山灰層を除去しなければならぬといった可能性を九州電力は検討していないが、もしそうなった場合、毎時 1.3cm という比較的中程度の火山灰降下率だとしても、2 人 1 組のチーム 40 組ほどが 3 交替制で作業を行う必要があるだろう。

九州電力が甚大な火山被害の噴火例として参考にしており、12,800 年前の火山灰降下物の地質記録に基づけば、もし偶然風向きが北寄りの風から東寄りの風に変化したら、川内原発周辺の火山灰層の厚みは、約 30cm にまで増大する。もし堆積した湿った灰が除去されなければ、原子炉 1 号機、2 号機の使用済み核燃料の保管施設として使用している建物は、屋根の荷重限度をそれぞれ 1.18 倍および 1.4 倍超過することになるだろう。それにより、使用済み燃料プールの片方あるいは両方の屋根について、破損リスクや崩壊の可能性が生じる。

一般的な認識として、火山灰降下が長期化すると、地域の送電網、特に外部に露出した変電所の開閉装置、変電設備などが絶縁破壊や損傷の危険にさらされることになる。九州電力は、火山灰降下の長期化により 7 日間の外部電源喪失（LOOP）が起こりうるとして、その間川内原発は、発電所内にある非常用ディーゼル発電機と、場合によっては、車両搭載型の移動式発電機に頼ることになると想定している。だが後者については、移動式発電機が、火山灰降下で通行が困難になっている道路を通過して現場に到着できた場合に限られる。ディーゼル発電装置を維持する上で一つ注意しておかなければならないのは、機械の滑動部分や軸回転部分の焼付きを防ぐために、エンジン吸気フィルターや発電機室のフィルターを取り替える必要がある点である。たとえばアメリカのコロンビア原発では、火山灰降下物の対策として、エンジンフィルターの交換を実質稼働時間 2.3 時間ごとに行い、発電機室のフィルター交換も実質稼働時間 3.6 時間ごとに行うとしている。それに比べて、川内原発の詳しい対策の中には、非常用ディーゼルエンジン換気システムのフィルター交換はまったく含まれていない。その一方で、発電機のエンジン吸気フィルターについては、九州電力によれば（コロンビア原発の 2.3 時間に対し）実質稼働時間 26.5 時間ごとの交換が必要であり、フィルター交換作業には 8 人の作業員による約 2 時間の作業で可能とされている。こうした点を踏まえ、本レポートは、九州電力の分析で展開されている内容の実質的な適用可能性や原始データについて多くの疑義を表明するものである。

興味深いことに、九州電力の諸計画と対策は、原発敷地外の公共設備等に及んでいない。当然、火山灰の降下と堆積はおそらく広範囲に広がり、車両通行は不可能もしくは困難になることが想定され、火山灰の降下が続けば自然光も非常に限られてしまう可能性がある。夜間、地域の送電システムが停止した場合、幹線道路や建物の照明も独立電源設備に頼ることになるだろう。さらに、小胞化し、軽石状になった浮揚性の火山灰が川内川に流れ込み、下流へ集積して局地的あるいは広範に洪水を引き起こす可能

性もあり、火山灰が下水管や排水溝を詰まらせれば被害は一層大きくなる。また、災害対策や消防の人員は、噴火中の火口周辺地域で生じたより深刻な事態など、他の火山活動の影響への対応要請に追われることになるだろう。

別の言い方をすると、非常に活発化した火山活動が生じた場合、ある程度の期間にわたって、川内原発は、より緊急にとまでは言わないまでも、至るところで同程度に必要とされる人材・設備両方の資源の争奪戦に加わらなければならなくなる可能性がある。このため川内原発の職員自らが、人員、設備、燃料を発電所内に搬入するのに不可欠なルートを確保するために、敷地外にまで作業範囲を広げざるを得ない状況になるかもしれない。そうなれば、原発敷地内の状況を安定させ、原発の安全性を維持するために、必要とされる人的資源が手薄になる可能性がある。同様に、常勤職員や契約労働者等、原発現場で働く契約をしている人たちも、原発での作業への義務感と、家族に対する誠実さの二者択一を迫られた結果、自分たちの家を守ったり、火山の影響が少ない九州の他地域か、もっと広範囲の日本のどこかに脱出したりする可能性がある。

このように、ある種の状況下において、川内原発が立ち往生し、人材・資材も不足し、ますます不安定で耐久が困難な状況に陥ることが想像できる。ところが、九州電力も原子力規制委員会も、その影響評価の要旨には、こうした可能性に対する認識や準備を示す記述はほとんどない。ましてや、九州電力が火山灰降下物に対処する用意があり、そのために事前計画した対策があることを誇示するために川内原発で行った様な、比較的小規模の訓練やリハーサル（晴天の乾燥した日に、100mほどの距離にわたり演習用火山灰を舗装路面から除去する訓練など）は、九州地域で起きる実際の火山ハザードからは程遠い。

結論としては、2013年に導入された原子力規制委員会の「原子力発電所の火山影響評価ガイド」は、福島第一の事故以前には火山活動の影響が全く考慮に入れられていなかったことを考えると、重要な進歩であると言えるだろう。しかしながら、初版の「ガイド」は、IAEAが推奨する方法論的なアプローチの反映という点では、未熟なものと言わざるを得ない。さらに「ガイド」は、火山災害の評価を包括的で実効性のあるものとするために、事業者に必要な規制の必要性を認識させるものとはなっておらず、原発特有の「設計基準」を調査し確立するよう、事業者に義務づけることもしていない。そのため、原発立地評価を行ったとはいえ、原発とその敷地の根本的な有事対応力や「多重防護」に取り組むというよりは、むしろ些末な部分を捏ね回して終わってしまったようだ。

「ガイド」のもう一つの弱点としては、火山活動の影響を検討する際に、火山活動がおよぼす様々な影響を一つひとつ機械的に切り分けて事業者が評価するような導引となってしまうという点である。本レポートの主題である降下火山灰を例にとると、その影響は原発施設内外を問わず、広範囲に多様なエリアで同時に起こりうる。つまり、相互発生的なものなのだ。機器の停止、火山灰堆積による建屋へのダメージや損壊、施設内外の電気設備のショートやトリップ、原発と外部とのアクセス経路が絶たれる、予測困難な火山噴火時における事故対応要員の不足や就業の拒絶等々である。発生しうる影響の一つひとつは、原発を停止させるほどの影響を持たないかもしれない。しかしそれが複数同時に発生した際、特に混乱を伴う場合などは、原発の全体的な対応力を低下させるに十分な影響となる恐れがある。同様に、火山灰の影響は、火砕流やサージ等、他の火山ハザードとの組み合わせで検討されるべきである。

この点こそ、原子力規制委員会-九州電力のアプローチの根本的な限界を示している。すなわち、総体的に噴火の影響を検討することなしに、個々の側面からのみプラントの性能や対応力を規定したり処理したりしようとするものである。

九州電力が原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が要約したのを見ると、原子力安全のための新しい規制組織である原子力規制委員会が、原発における体系的で包括的な火山影響評価を導入しようとしたこの最初の試みは、必ずしも成功しなかったと結論づけられるだろう。

ジョン・H・ラージ

(訳注：本文中の右肩付き数字は注釈、括弧[]の数字は参考文献を示す)

Part V – 川内原発– 火山リスク設計基準

九州電力川内原発には、加圧水型原子炉 (PWR) が 2 基存在する。各原子炉の 1 次冷却材管は、三菱重工業設計・製造の 3 ループ M 型で、それぞれ 1984 年 7 月、1985 年 11 月に営業運転が開始された。川内原発は、鹿児島県薩摩川内市 (人口約 10 万人) 市街から約 12km 東の、川内川河口に位置する。

2011 年 3 月の福島第一原発の事故を受け、現在、川内をはじめとした日本の原発は全て運転停止となっている。2014 年 11 月、鹿児島県知事 (伊藤祐一郎氏) は、川内原発再稼働に同意した。しかし、原子力規制委員会は、「工事計画」「保安規定」を審査し、さらに「使用前検査」も完了させる必要があり、そのため、川内原発の再稼働は、2015 年夏以降にずれ込む公算が大きい。

原子力規制委員会の規制の枠組み – 川内原発の場合

A) 「設計基準」の強化の放棄

先述 (Part I、英語本編 p6) のように、原子力規制委員会は、商業用原発の新しい規制制度を導入した。この新しい制度に採り入れられた、原則的なアプローチは、「実用発電用原子炉に係る新規制基準」および、その付属文書である「軽水炉新規制基準 – 概要」に記載されている。[8]

2013 年 1 月、原子力規制委員会は、次のことを宣言した。[4]

「…特に、福島の教訓を十分に踏まえ、設計基準に関する安全基準を再構築する」
「…自然現象に対する設計基準要件に関し、設備の安全度を向上させる…」

さらに、2013 年 4 月の「新規制要件概要 (設計基準)」においては、地震以外にも、「火山活動の影響」をも含む「想定され得る自然現象」を考慮に入れた設計基準を確立することが、明確に要件に含まれている。[5]

言い換えれば、2013 年時点での原子力規制委員会の新しい規制アプローチでは、火山の噴火といった当然予想されうる自然事象に対し、火山活動予測に基づいた危険度評価から抽出される設計基準パラメータを確認することが求められているということである。さらに、原子力規制委員会が新規制要件 (2013 年 4 月) の策定時点で目指していたのは、火山活動を含む様々な自然現象の影響を勘案した「設計基準」を、原発の運転を許可する上での基本的枠組みとして据えるということであったと言い得る。

2013 年 7 月、原子力規制委員会は、一連の安全ガイドを新たに策定および/または増補 (付属文書 II、英語本編 p63) したが、その中で、特に興味深いのが、「(1) 原子力発電所の火山影響評価ガイド (案) [以後、火山影響評価ガイドと記す]」である。[7] この火山影響評価ガイドは、「設計基準」アプローチを強く支持する国際原子力機関 (IAEA) の火山評価 [27] に直接言及しているものの、それ自体としては適切な「設計基準」事例に関するパラメータを設定することに関しては言及していない。

B) 川内原発の原子力規制委員会「火山影響評価ガイド」への適合性

巻末の付属文書 IV の表 A では、一般論として、川内原発に関するこれらの内容（第 4 列）が、原子力規制委員会の新規制要件 [8] にどのように適合する必要があるか（第 2 列および第 3 列）、そして火山影響評価ガイド [7] にどのように規定されているか、(もしくははされていないか) が記されている(第 5 列)。これらの比較は全て、火山事象に基づき、特に火山灰降下に関連して行われている。表 A からは、噴火の影響に関する「設計基準」事例を規定する要件がもはや存在しないことは明白である。新規制の詳細な枠組み、とりわけ、火山影響評価ガイドにおいて、原子力規制委員会が以前確認した「設計基準」アプローチが放棄された理由は不明確である。[7]

2014 年 9 月、原子力規制委員会は、運転停止を余儀なくされた期間に着手された変更および修正を考慮した上で、九州電力川内原発の再稼働申請（本質的に、新規制要件に適合した原発の再稼働申請）の概要 [55] を提示した。この概要には、法的な適用については不明確であるが、「火山の影響に対する設計方針」を具体的に記載した項目 III-4.2.2⁴⁷ が含まれている。この項は、火山影響評価ガイドへの適合についての記述とみなすことができよう。[7]

III-4.2.2 項は、本レポートの主要問題点である火山灰降下よりも、広範な噴火の影響について取り上げている。しかし、そのスクリーニングプロセスや改善策を、原子力規制委員会の特定した 9 つのステージの枠組みを用いて詳細に検討することは、火山灰降下に関しても適用可能であるという点で意味があると言える。この 9 つのステージは、原子力規制委員会が以前作成した付属文書 I の図 1（英語本編 p62）や、ダイアグラム I（英語本編 p17）に示されている IAEA のいわゆる方法論的アプローチにおおむね対応するとみることができる。[27]

ダイアグラム I を参照すると、原子力規制委員会の特定した 9 つのステージのうち最初の 4 つのステージは、IAEA の第 1～3 ステージに対応している。IAEA の第 1 ステージである初期評価、第 2 ステージの火山活動の源の特性、そして、第 3 ステージの原発の型および発電所からの距離による災害スクリーニングに対応する。（訳注：下記は、原子力規制委員会の特定した各ステージについての説明）

ステージ 1) 川内原発に影響を及ぼしうる火山の特性評価：

原子力規制委員会が規定した基準に基づき、原発の半径 160km 圏の初期審査および、第四紀、そして完新世の火山活動を対象とする。

この比較的粗い初期段階のスクリーニングの結果、原子力規制委員会は川内原発の半径 160km 圏にある活動の可能性のある火山の数を 14 としている。しかし、火山影響評価ガイド [7] ではさらに、火山活動別に適用される（半径 160km より短い）選定距離基準が提示されている - 付属文書 I のチャート I（英語本編 p61）参照。

ステージ 2) 川内原発の運用期間に火山活動が起きる可能性：

ここでは、上記 ステージ 1) で特定された火山の活動の可能性に関する評価報告が含まれる。その際、VEI7 の火山事象が基準として考えられおり、原発原子炉の一次系および格納容器への深刻な損害、壊滅的な放射能放出と非常に深刻な放射性物質による影響が想定されている。その一方で、VEI6 クラスの事象に関しては、川内原発に対していかなる損害も、また放射性物質による影響も及ぼさないと考えられている。

ステージ 3) 火山活動のモニタリング：

モニタリングプログラムは、VEI7 クラスの事象の可能性を予測し、十分に早い段階で九州電力が事前通知を受け取り、原子炉の停止、炉心や使用済み核燃料の川内からの搬出を可能にすること

を目的としている。

しかしながら、この原子力規制委員会によるアセスメントプロセスのステージ 2 および 3 だけでは解消することのできない、いくつかの不確定要素が存在する。

- a). まず、VEI7 未満の事象では、原発において放射性物質等の影響は無いという、人為的なカットオフ閾値が設けられている点である。実際、過去の（観測されていない）火山事象の証拠と、VEI 評価との間の明確な関連性は証明されていない。しかも、特に重要なのは、このふるい分けでは大きな噴火の影響（火砕サージ）は、VEI7 では直接的または（および）間接的に原発における損害や誤動作につながると想定している一方で、VEI6 以下の事象においては、正当な根拠の無いまま、川内原発から放射性物質による影響が生じることはないと思われている点である。

表 1(英語本編 p15)と表 2(英語本編 p16)は、VEI に対する原発からの距離との関連における、火山灰降下を含む火山活動の影響のレベルの比較を示したものである。大ざっぱではあるが、この比較によれば、VEI3 から 6⁴⁸ の範囲の事象であっても、原発の運転維持がむずかしいだけでなく、運転を停止した場合でも、原子炉や使用済み核燃料プールを安定させ、冷却することが確実に困難となり、川内原発および、その周辺の土地や海域に影響を及ぼす可能性のあることが示されている。

- b). (原子力規制委員会のアプローチでは) ドルイット等 [56] が最近発表した、マグマだまりで異なる珪質が混合しているかどうか観測することで、事象から数か月および/または数年以内の噴火の可能性やその信頼性を予測できるとする研究に過度に依存している⁴⁹。このドルイットの研究は、原子力規制委員会・原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チームの第 1 回会合での議論の中でもたびたび触れられており、日本での議論や討論の中で広く取り上げられているものである。
[57]

この(ドルイット主導の)活火山監視戦略を採用するということは、フィリピン・バターン原発(核燃料装荷も、運転も行われていない)に関して最近行われた、最も先進的な確率論的アプローチを[58]排除するものであると言えよう。この確率論的分析は、(フィリピン・ナチブ山に関し) 年間に 1.E-4 から 2.E-4 まで、噴火の可能性を 95% と算出しており、これは将来、VEI6 の噴火が考えられるとみなすのに十分な根拠を与えたものである。

ステージ 4) 火山活動の影響評価:

火山灰降下以外の噴火の悪影響については、桜島から川内原発までの距離(約 40km)や、1 万 2800 年前に起こった噴出物量約 11km³の桜島薩摩噴火規模によってふるい分けがされる。この火山灰降下量に関しては、原子力規制委員会によれば、水分飽和時の密度 1.5g/cm³ における過去の火山

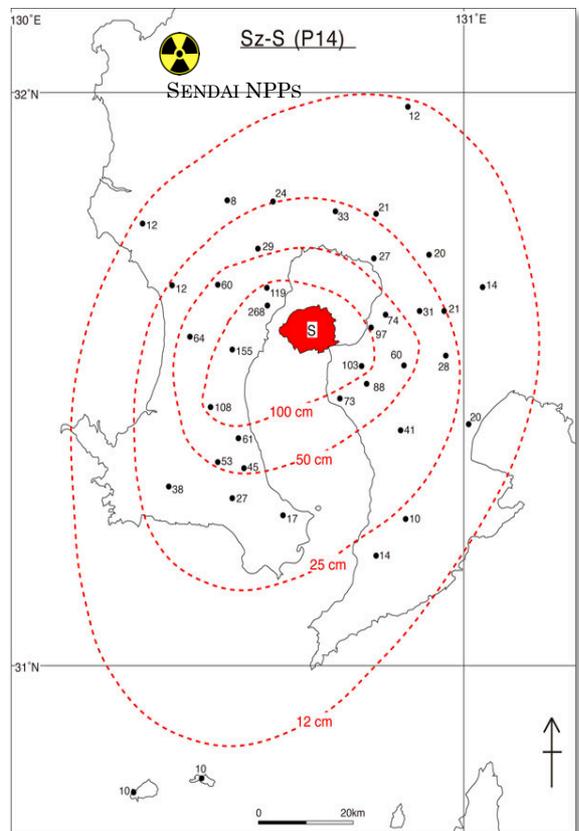


図 17 1 万 2800 年前の桜島薩摩の噴火
- GJS - 火山灰圧縮層記録 cm

灰堆積層は 12.5cm またはそれ以下の厚さにとどまるとされている。

噴出物量自体は、前述の桜島薩摩噴火の場合 VEI5 を若干上回る（英語本編 p15 表 1 による）。火山灰の分散および堆積層の記録は、川内原発の現在の位置、すなわち桜島火道の北西 40km とともに、図 17 に示されている。東西の堆積パターン（cm 単位の厚さの輪郭を点線で表示）は、噴火時および大気分散時、主に北東風だったことを表している。

火山灰の分散・堆積パターン、そして、川内原発への火山灰降下量を理解する際に重要なのは、噴煙の高さや大気条件、とりわけ噴火時の風向きや大気安定度を把握することである。1 万 2800 年前の桜島薩摩の事象については、当然のことながら現存する記録がないため、その結果を絶対値として将来の火山事象に当てはめることはできない。これらのパラメータに比較的小さな変化があった場合でも、そして/あるいはその VEI が徐々に値 6 に近づくようなケースであれば、川内原発の VEI 値や、火山灰の総堆積量はかなり増大する可能性がある。

例えば、今後卓越風が南東の方向から吹いているときに VEI5~6 に相当する事象が発生した場合、図 17 で示した堆積量の輪郭を単に +90 度配置し直すだけでも、川内原発が 25~35cm 相当の火山灰層に埋もれる可能性があることがわかる。しかしながら、火山灰への対処のために必要な設備や人員の割り当てを決定する際に不可欠な知識であるにもかかわらず、先述のように、歴史的記録を参照しても、火山灰の堆積量やその層の厚さに関する情報はほとんど得ることができない（英語本編 p10 参照）。

これ以降の原子力規制委員会の特定したステージ 5 からステージ 9 は、全体として IAEA 方法論の最終段階である、原発特有の危険の評価に対応する。

ステージ 5) 火山活動の影響に対する設備の防護：

原子力規制委員会では、このステージにおいて、九州電力が既存の安全ランキングシステムのクラス 1、2 および 3 を用いて安全設備を評価し、また必要に応じ修正するよう求めている。

ステージ 6) 火山活動による直接・間接的影響への対処：

上記ステージ 5) への適応として、九州電力が噴火時および噴火後の原発の安全性能に直接的に影響を及ぼす事項（フィルターが目詰まり等）や、間接的に影響を及ぼす事項（原発への車両のアクセスや、外部電源喪失等）を特定するよう求めている

ステージ 7) 設計荷重の決定および設定：

これには、火山灰層の堆積に関連し、屋根やタンク、その他のむき出しの構造物、そして同様に、火山灰の降灰および吸引にさらされる部品に対する静的積載荷重の設定が含まれる。九州電力は、原子力規制委員会に提出した報告書 0035-13/14 の 4-2-4 項で、設計荷重その他の影響について要約している。[59]

表 4 : 《4-2-4》直接的影響の評価結果 [59]

評価対象施設	確 認 結 果	備考
原子炉建屋、原子炉補助建屋、燃料取扱建屋、ディーゼル建屋、主蒸気管室建屋	降下火砕物堆積荷重は3,000N/m ² であるが、建屋の許容堆積荷重は4,000N/m ² 程度以上であり、安全性への影響はない。また、外装塗装がなされていることから、降下火砕物により化学的腐食により直ちに機能に影響を及ぼすことはない。	1
復水タンク、燃料取替用水タンク	降下火砕物堆積荷重について応力評価を行った結果、屋根及び胴は健全であり、機能に影響を及ぼすことはない。また、外装塗装がなされていることから、降下火砕物による化学的腐食により直ちに機能に影響を及ぼすことはない。	2
海水ポンプ	降下火砕物が堆積した場合に厳しい条件となると考えられるモータフレームにおいても発生する応力に対し十分な裕度を有しており、機能に影響を及ぼすことはない。また、外装塗装及び防汚対策塗装がなされていることから、外面、内面及び水循環系ともに降下火砕物による化学的腐食により直ちに機能に影響を及ぼすことはない。ポンプ軸受には異物逃がし溝を設けており、降下火砕物による軸固着等には至らない。電気系及び計装制御系について、海水ポンプモータは全閉外扇型の冷却方式であり降下火砕物の侵入はないため、機械的及び化学的影響はなく、冷却管についても閉塞することはない。	3
主蒸気逃がし弁（消音器）	大気開放部には消音器が設置され、配管形状及び消音器の構造から降下火砕物が直接配管内に侵入し難い構造であり、仮に直接配管内に侵入し配管を閉塞させた場合でも、降下火砕物の荷重より主蒸気逃がし弁の吹出力が十分大きいことから、機能に影響を及ぼすことはない。	4
主蒸気安全弁（排気管）	主蒸気排気管は、配管形状により降下火砕物が直接配管内に侵入し難い構造であり、仮に直接配管内に侵入し配管を閉塞させた場合でも、降下火砕物の荷重より主蒸気安全弁の吹出力が十分大きいことから、機能に影響を及ぼすことはない。	5
タービン動補助給水ポンプ（蒸気大気放出口）	タービン動補助給水ポンプの蒸気大気放出口は、降下火砕物が進入し難い構造であり、機能に影響を及ぼすことはない。	6
非常用ディーゼル発電機（機関、消音器）	機関の吸入空気の流れは、降下火砕物が侵入し難い構造であり、また、層状フィルタにより降下火砕物が捕集されること、及び侵入した場合でも降下火砕物の高度が低く破砕しやすいことから、機能影響を及ぼすことはない。	7
換気空調設備（給気系外気取入口）	換気空調設備の外気取入口には平型フィルタが設置されており、降下火砕物が外気取入口に侵入した場合であっても、平型フィルタの除去効率は85%（中位径の範囲が6.6~8.6μm）以上であり大部分の降下火砕物が除去されることから、給気供給する設備に対して、降下火砕物が影響を与える影響は小さい。なお、中央制御室空調系については、外気取入口ダンパを閉止し、外気隔離運転することにより、中央制御室の居住性が維持されることを確認している。また、各フィルタについては、タービン建屋等からのアクセス性がよく、必要に応じて清掃及び交換することにより除灰ができることを確認した。	8
補助建屋排気筒 格納容器排気筒	補助建屋排気筒の排気速度は降下火砕物の降下速度を上回っており、降下火砕物により閉塞することはない。また、外装塗装等による対応を行っていることから、直ちに腐食により排気筒の機能に影響を及ぼすことはない。	9
取水設備	降下火砕物の粒径は十分小さく、除塵装置を閉塞することはない。	10
海水ストレーナ（下流設備を含む）	降下火砕物の粒径は、ストレーナのメッシュサイズよりも小さく、閉塞することはない。なお、ストレーナのメッシュを通過した降下火砕物の粒子は、下流の機器（非常用ディーゼル機関の冷却器、空調用冷凍機、原子炉補機冷却水冷却器）に対して閉塞等の影響を与えることはない。また、外装塗装がなされていることから、直ちに腐食により機能を喪失することはない。	10
タンクローリ	燃料の輸送開始までに約24時間の余裕がある。また、外装塗装がなされていることから、直ちに腐食により機能を喪失することはない。必要に応じてエアフィルタ等の清掃を行うことで降灰後も使用可能。	10

さまざまな建屋構造物（平屋根建屋およびタンク屋根）への火山灰降下による静的積載荷重も、報告書 0035-13/14 に記載されている。[59]

表 5 : 直接的影響の評価結果；個別評価 1 - 原子炉建屋、原子炉補助建屋、燃料取扱建屋、ディーゼル建屋、主蒸気管室建屋（ハイライト部分は筆者による）[59]

表 降下火砕物に対する建屋の評価結果^{※1}

評価対象施設	評価部位 ^{※2}	許容堆積荷重 ^{※3} N/m ²	降下火砕物堆積荷重 N/m ²	裕 度	結 果
原子炉建屋	1号機 屋根スラブ（ドーム部 ^{※4} ）	6,200	3,000	2.07	○
	2号機 屋根スラブ（ドーム部 ^{※4} ）	6,200		2.07	○
原子炉補助建屋	1号機 屋根スラブ	8,100		2.70	○
	2号機 屋根スラブ	8,100		2.70	○
燃料取扱建屋	1号機 屋根スラブ	5,100		1.70	○
	2号機 屋根スラブ	4,400		1.47	○
ディーゼル建屋	1号機 屋根スラブ	9,800		3.27	○
	2号機 屋根スラブ	8,100		2.70	○
主蒸気管室建屋	1号機 屋根スラブ	9,800		3.27	○
	2号機 屋根スラブ	8,100		2.70	○

※1 川内原子力発電所の立地地域は、建築基準法施行令に基づく地震荷重と積雪荷重の組合せを要しない地域であり、降下火砕物の堆積は積雪頻度と同程度以下であることから、地震荷重との組合せは考慮しない。ただし、降下火砕物の除灰作業による堆積荷重の低減は速やかに実施する。
 ※2 条件の厳しい（設計時考慮荷重（積載荷重、自重）が最も小さい）スラブを代表部位として評価した。
 ※3 降下火砕物堆積荷重は短期荷重として評価した。（短期許容応力度設計における長期荷重を差し引いた荷重を許容堆積荷重とした。）
 ※4 ドーム中段には凹凸が無い場合、屋根勾配により灰が端部に流れても、ドーム中段に灰が集中して堆積することはない。また、ドーム中央部から端部に灰が流れた方が応力は小さくなるが、評価においては等分布荷重とした。

ステージ 8) 火山灰の直接的影響を抑制・軽減する手順：

2014 年 3 月の原子力規制委員会の質問書に対し、火山灰の堆積（およびフィルターの目詰まり等）に対処し、除去する措置として九州電力が回答したもの。

火山灰層の除去に関し、九州電力は、合計で 18,400 m³となる原子炉建屋、外部タンク（復水および燃料取替用水タンク）、平屋根区域に関してのみ影響評価を行なっている。その際、共通のタービン建屋やディーゼル発電機、総合管理事務所の広い平屋根や、建物内部、オフサイトの変電所は含まれていない。こうした平屋根や空き地の面積は約 10,000 m²にもなり、その負荷容量や機能面から（除灰の）優先度が高いため、当然対応人員を割くことが必要となる。

九州電力の火山灰層除去分析は、層の厚さを最大 15cm に限定している。九州電力の分析によれば、作業員 2 人 1 組のチームで 1 日 6 時間（休憩 2 時間）作業した場合、除去するのに、実に 263 日間かかることになる。ということは、15 チームで火山灰を除去する場合、18 日間かかり、30 チームが 1 日に 2 つのシフトのいずれかで作業した場合でも、9 日間程度かかるということである。九州電力の分析に含まれない建屋など 10,000 m²を考慮に入れた場合、火山灰の除去に、それぞれ約 405 日間、28 日間、14 日間かかる計算となる。

これらの大まかな除去時間には、一定の区域への道路や通路へのアクセスを確保や、風にさらされた吹きだまりの火山灰の除去、配電・変電ヤード、海水取水口スクリーン等を覆った火山灰除去のための追加の作業や遅れ等は含まれていない。そして更に、こうした作業のために必要な相当数の作業員を追加で集め、原発に派遣した後、比較的危険で厳しい環境での仕事に向けて彼らを組織し、必要な装備をさせることなども考慮には入れられていない（最大 60 名、あるいはそれ以上の作業員や監督者）。

実のところ、火山灰除去作業のアセスメントにおいて九州電力はいささか楽観的なようである。例えば火山灰除去方法は、雨水を吸った火山灰の「粘性」により、堆積層から取り出したものを手押し車に載せ、またそれを降ろしてという作業をを繰り返すことに多大な労力が必要になるにもかかわらず、その点を考慮しているようには見えない。作業面は滑りやすく不安定な作業を強いられて、輸送に長い時間がかかる。そして、火山灰の降灰が続けば作業灯が役に立たず、ますます仕事が遅れることになる。火山灰除去作業をさらに阻害するこれらの要因を考慮した場合、作業員 2 人 1 組のチームを組み、30 チームで働いたとすると、九州電力の評価では、14 日間で終わるとしているのに対し、公開されている英国の賃金率データ[59]によれば、約 29 日間が必要とされる。

九州電力の分析におけるもう一つの仮説は、1 万 2800 年前の桜島薩摩の噴火の際、降下した火山灰の厚みは最大約 30cm という記録が残っているのにもかかわらず、その想定を 15cm までとするというものである（図 17 の再配列を参照）。火山灰を除去せず、その層厚が 30cm になった場合、最も脆弱な屋根である、1 号機・2 号機の燃料取扱建屋で、それぞれ x1.18（設計余裕 0.85）、x1.4（同 0.73）の係数分、設計荷重を超えることになる。

最後に、九州電力の予測は、火山灰降下が止まることを前提として分析がなされている。しかし、火山灰降下が収まらず、さまざまな平屋根やタンク区域における火山灰層の厚さが許容荷重あるいは構造限界に近づくか、達した場合（表 5、第 4 列「許容堆積荷重」参照）、堆積速度に追いつくよう、火山灰の除去を行わなければならない。

例えば、1980 年のセントヘレンズ火山の噴火の際、そこから 50km 離れた地域での火山灰降下

速度が 1.3cm/時と報告されたが、28,000m² に及ぶ屋根全体の火山灰除去が遅れないようにするには、最低でも作業員 2 人 1 組のチームで、7 チームを連続して配置する必要があった（火山灰降下が続いた状態において）。実際に、原発の敷地全体で適切に火山灰を除去するには、屋根の区域があちこちに分散しているため、24 時間を 3 シフトに分けたとして、それぞれの時間帯に 7 チームが 2 グループ必要になり、実際に動作業員の数は合計で最大 42 チーム、人数にして約 80 ～90 人となる。

火山灰の降下が続き、特に降雨時等の条件下では、高い屋根の上で、視界が悪い中、足元が滑りやすい状態のまま、どろどろした重い火山灰を除去する仕事は、作業員にとって非常に困難で、危険なものになり得る。

ステージ 9) 7 日間の外部電源喪失(LOOP)への対応 :

これには、発電所内への復旧機器の搬入および維持のためのロジスティクスが含まれている。その目的は、不可欠な安全システムを確立し、炉心や使用済み核燃料プールの冷却を可能とするための、発電所外の可動式非常用発電機と発電所内の非常用ディーゼル発電機の復旧による間断のない十分な電力供給の確保である。

機械やフィルターを火山灰から保護するとともに、地表面や重要（構造）表面への火山灰の堆積を管理可能なレベルに抑えるために適切な措置を取るとは、外部電源喪失下での発電所内全交流電源喪失を回避するために必要不可欠な条件である。

表 2（英語本編 p16）およびある程度の推論により、川内原発に関し、主要な火山灰降下設計基準パラメータを作成することが妥当である。

表 6 : 川内原発の設計基準パラメータ（降灰のみ）

規制機関 (原発名)	所在地	事前の警告	雲柱の高さ	原発の設計基準パラメータ		
				降灰の期間	降灰率	外部電源喪失期間
日本・原子力規制委員会 (川内原発)	桜島から西に 40km	特定なし、 Druitt の想定では数力月 から数十、数 百年	特定なし	特定なし	降灰率の特定 なし、火山灰層 の厚さは 12 から 15cm と 設定	7 日 (開始のタイ ミングは 不明)
米国原子力規制委員会 (コロンビア 原発)	セント・ヘレン ズ山から東に 220km, アダ ムズ山から東 に 165km	2 時間	12,000m 超	20 時間	1 時間あたり 0.53cm 超、火 山灰層全体の 厚さは 10.60cm - 降灰期間は 20 時間	火山の噴火 発生から 2 時間

表 6 の最終行には、米国のコロンビア原発に関する主要な火山灰降下設計基準パラメータが示されている。コロンビア原発の設計基準として特定され、採用された火山灰のハザード（危険）は、220km の距離（セントヘレンズ火山の噴火の場合）での最終火山灰堆積降下速度が 0.53cm/時であると仮定される。一般原則として、火山灰層の堆積厚、すなわち火山灰の降下速度は火口に近いほど高くなるので、川内原

発と桜島との距離に相当する 40km での降下速度はかなり速いものとなるだろう。

コロンビア原発の場合、異常事態対応手順 (Abnormal Condition Procedure) ABN-ASH 発動にあたっては、管理された状態で原子炉を停止させ、その際、原発は発電所外の電源や外部電源の喪失に備えなければならないとしている。この準備状態において、コロンビア原発の非常用ディーゼル発電機は、発電所外の電力供給が不可能になった場合、作動して発電所内の電力需要にすぐに応えることができる。前述のように、セントヘレンズ火山の火口から 220km に位置するコロンビア原発では、各ディーゼル発電機の吸引フィルターの目詰まりを 2.3 時間ごとに交換する必要が生じる。同様に発電室の吸気フィルターも、3.6 時間ごとの交換が必要となる。

上記ステージ 7 の九州電力川内原発のアセスメントの場合、非常用ディーゼル発電機格納容器の換気用エアフィルターを交換するという条項はないが、九州電力によれば発電機の吸気フィルターに関しては、2 つのフィルターを切り替えて使用するタイプの発電機を、連続使用 26.5 時間ごとに (コロンビア原発のケースでは 2.3 時間である) 8 名の人員により 2 時間の作業時間をかけて交換することになっている。しかしながら、このフィルター交換時間予測の基準については [61]、大気濃度 3,241 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (2010 年のアイスランドのエイヤフィヤトラヨークトル噴火時のデータを採用) を想定しており、12~15cm の火山灰降下の際の降灰率は反映されていない。また、川内原発に到達しうる火山灰のサイズについての具体的な検討や、過去にも実際に観測されたような (図 17) 火山灰排出の増大と東風が同時に発生した場合に起こりうる高濃度火山灰降下の影響についての検討などもなされていない (例えばフィルター交換頻度の増大など)。

C) 原子力規制委員会の規制枠組みにおける標準的コンプライアンス

表 7 は、米国原子力規制委員会 (NRC) [35] が通常使用する標準的なパラメータ (第 2 列) の要約で、より一般的には、原発の立地審査に関し IAEA が伝え、勧告する内容である [27]。本レポートに関しては、他の噴火の影響よりも、火山灰降下に重点が置かれている。

表 7 : 原発の敷地における火山災害審査の要約 (降灰のみ)

項目	設計基準審査パラメータ ⁵¹	記載元	
		火山審査ガイド [7] の 原子力規制委員会要約 (川内原発審査書) [55]	火山審査ガイド [7]
1	爆発性噴火が火山灰の降下をもたらす火山の噴火履歴	○ III - 4.2.2. -1(1)	○ S2, 3.1, 3.2, 3.3
2	過去 2000 年, 1 万 5000 年, 10 万年の期間内に《項目 1》に類別された火山の爆発性噴火の頻度	○ III - 4.2.2. -1(2) 第四紀についても言及	○ S3.1, 3.2, 3.3 (1),(2)
3	発電所内と発電所から 50km 内の地域における降灰の層序記録	○ III - 4.2.2. -4(1)	○ S6, S6.1(1a - 直接的影響), S6.1(1b - 間接的影響)
4	様々な量の火山灰層モデルの厚さプロットと距離の対比に基づく、発電所における凝縮されていない状態の火山灰の厚さの推定範囲	○ III - 4.2.2. -4(3) データは 1 万 2800 年前の薩摩での出来事に甚だしく依存して推測されたものであり、厚みについては一重のみ	X 特定の要件なし
5	発電所における 1cm, 10cm, 1m の降	X データは 1 万 2800 年前の薩摩で	X 特定の要件なし

	灰確率（年間）	のたった一度の出来事より導かれたものである	
6	発電所における予想される最大の降灰の厚さ	○ III - 4.2.2. -4(1) 飽和 12~15cm	X S6 - 表1, 発電所付近の過去の火山灰堆積のデータに依存している
7	発電所における上層風の風向きの頻度と速度	X	X 特定の要件なし
8	発電所における《項目1》に類別された火山から出る灰の予想される粒子サイズの範囲	X	X 特定の要件なし
9	組成、粒子サイズ、湿度の含有量をふまえた、火山灰の密度（濃度）の範囲	○ III - 4.2.2. -4(3)	X 特定の要件なし
10	《項目4, 6, 8, 9》を用いて導いた、火山灰によるシステムへの推定負荷、および、風により漂流する火山灰の影響	○ III - 4.2.2. -6(1), -7 非常に限られており、漂流についての記載もなし、また、屋根は手作業での除灰を想定している	○ S6.1(2) 直接的影響
11	火山灰の蓄積率の範囲、降灰期間、および、火山灰により視界が悪く／暗くなる期間	X	○ S6.1(2) 直接的影響
12	諸火山の噴火による火山灰が発電所に降下する時間帯幅	X	X 特定の要件なし
13	火山の爆発による大気の衝撃波の影響	X	○ S6.10(1) 定量化されていない
14	風や水による火山灰の再堆積と堆積後の浸食についての予想されるパターン、および、発電所における別のプロセス	X	X 特定の要件なし

表7の第3列には、火山影響評価ガイド [7]に従って九州電力が提出した報告書に関する、原子力規制委員会の要約 [55] の際立った特徴が示されている。第4列には、火山影響評価ガイド [7]の主な特徴（要件）が示されている。そして、第2列にあるのは、ホブリット(Hoblitt)等 [35] が規定した標準的な前提条件で、基本的に、火山の危険やリスク評価に対する米 NRC のアプローチや、原発の立地の基準を示している。

巻末の付属文書 IV の表 A に示されている一般的事例に見られるように、川内原発に関して言えば、新しい（2013年6月の）火山影響評価ガイド [7]が設計基準目標を達成していないことは、表7からも明白である。これは、基本的に対応や軽減措置に関しての評価の枠組みを1万2800年前の過去1回の火山事象からのみ確定的に導き出しているためである。

原発立地評価に関する IAEA SSG-21 の方法論と火山影響評価ガイドのさらなる比較については、（訳注：筆者が2015年1月に執筆した）「意見書」で参照可能である。[62]

火山災害は、幅広い範囲や規模、マグニチュードで発生する。火山災害とリスク評価のスクリーニングプロセスにおいて決定論的アプローチと確率論的アプローチの両方を使うことは可能であり、実際に使われてもいる。端的に言うと、決定論的アプローチは、閾値を設定して、さらなる検討は加えずに、特定の現

象を取り上げる。反対に、確率論的アプローチは特定の火山現象が起きる可能性（および放射性物質放出の原因となり得る他の原発設計・立地要因）を予測する確率関数を展開する[63]。原子力規制委員会は、火山活動やその影響を審査のために抽出するため、決定論的かつ、人によっては恣意的とも感じられ得る数値（例えば、英語本編 p61 付属文書 I のチャート 1 にある 160km および他のカットオフ距離）を採用している。

表 7 の川内原発の評価の大部分で使われているものと同様、決定論的アプローチは、意思決定の基準の透明性を示す可能性はあるものの、現存する地質学的証拠に依存するため、過去の事象の数は限られ、物理的な記録も不足していることから、スクリーニングの基準を開発する上では困難な場合が多い。過去の事象の数や特徴における大きな不確実性は、意思決定の際の基準として、極端な事象に依存したがるような決定論的アプローチへと駆り立てる。

しかし、確率論的アプローチならば、例えば、不完全な地質学的記録に起因する不確実性を加味し、さまざまな自然変動を考慮に入れた上で、不確実性をも複雑な自然事象の知識に組み込むことができる。設計基準の決定や、必要な設備や手続きの修正の確認、そして、立地適合性の決定は、こうした蓋然性分布の分析から導き出される。[64] [27]

評価の初期段階で、原発での火山災害の可能性が確実性のある外的事象とし確認されれば、原発で発生し、その安全な運転や停止状態に影響を及ぼし得るこれらの事象に対応する設計基準を導き出す作業は必然的にそこから導き出されるものである。いったん規定されれば、蓋然性に基づく設計基準の事例により、設計基準を超えた事象に対しても理解を深め、準備を進めることが可能になるのである。

川内原発等の既存の原子力施設では、当初の設計基準の変更、あるいはそれに対する追加や、火山災害を考慮した規制要件の変更は、当初の設計特性に大きな影響を与え、ひいては設備や運転手順にも重大な変更を要求し得る。そうした、噴火の影響に対する設計基準を満たすための変更を行う場合、それらが規定されている原発の他の安全機能や安全性を犠牲にするものであってはならない。

九州電力による、新しい原子力規制当局である原子力規制委員会への報告書は、同委員会が要約しているように [55]、原発に対する火山活動の影響に関して、体系化された包括的な評価を導入する初の取り組みが必ずしも全て成功しているわけではないことを示している。

47. Section III-4.2.2 -about 8 pages of Japanese kanji writing characters.

48. Of course, VEI 7 and 8 events are so severe effects, being continental and global in scale, that the radiological impact of one or more NPP failures might be considered relatively insignificant compared to the widescale environmental and human loss likely to be encountered.

49. The Druitt, et al 2012 work[56] examines the pre-eruptive processes occurring in the magma reservoir of a past (17th C) eruption of the Santorini Volcano in Greece. It evaluates the timing for changes in silicic crystals in the magma reservoir of a volcano perched on the edge of a caldera-forming eruption. For the Santorini volcano a recharge of and increase in volume (by at least a few km³) of the magma reservoir with a silicic magma is shown to have occurred rapidly (at >0.05km³/y compared to typically ~0.01km³/y) during the relatively short and transient volcanic timescale of about 100 years prior to eruption following an 18,000 year gestation period since the previous major eruption. However, the authors of this innovative work acknowledge that it is based on a limited study of a single volcano; that the high magma reservoir recharge rate of 40 to 60km³ requires a low viscosity melt and very efficient mixing at a high convective Reynolds No; and, amongst other things, that the addition of a few km³ of magma into the reservoir would require a significant total uplift of tens of meters, at an average rate of ~1m/y over 100 years, compared to observed rates of sustained uplift of 0.15 to 0.2m/y (Iwa Jima caldera), so the absence of such significant caldera uplift means that the accommodation of the reservoir growth has to be by an equally rapid rate of subsidence or down-sagging, which is not readily detectable.

付属文書 IV

表 A 原子力規制委員会の新たな規制要件の抜粋と分析（火山に関連する項目のみ） [8]

項目/問題	要件など	筆者コメント	火山ハザードとして川内原発に適用されるか	新たな「火山評価ガイド」[7]における論点
第 1 ページ 2011 年 3 月の福島第一原発事故以前の規制制度で現存するもの				
事故の認識	シビアアクシデントの特定	外部事象および自然現象について、その重大度と範囲・変動性を特定し明らかにすることが行われてこなかった、またブラックスワン事象が無視されていた。	2013 年 7 月以前は、川内原発の原子炉と使用済み燃料プールに適用。それ以降は、使用済み燃料プールについては適用が継続している。	福島第一原発事故以前には、規制当局である原子力安全・保安院（NISA）と原発事業者の双方は、JEAG-2009 および IAEA[64]の火山影響ガイドを遵守していたかもしれないが、例えそうであったとしても、原子力規制委員会は彼らの個別の取り組みの徹底について真摯に取り組まなかったとした [4]。
事業者の責任	深層防護によるシビアアクシデント対策	火山事象の影響を含めて、特定の予見可能な極端な事象に対する備えが行われなかった。	上記の通り - 規制当局は対策を義務づけず、事業者は実施しなかった。	上記の通り
火山ハザード評価	リスクとハザード評価	火山事象のリスク評価は実施されてこなかった。	上記の通り - 規制当局はリスク評価を義務づけず、事業者は実施しなかった。	上記の通り
第 2 ページ 2012 年 6 月以降の新たな規制制度				
適用	シビアアクシデント	シビアアクシデントを対象に含め、既設にさかのぼって適用され、2013 年 7 月 8 日に施行された。	適用 - 川内原発から 40km 内の遠近距離圏内に将来活動の可能性のある火山が存在する	項目 5.5.1 は「発電所の設計限界」に言及しているが、その限界を質的にも量的にも規定していない。同様に第 6 節では、火山による影響が原発の「設計限界」を超える場合にはさらに火山評価を実施すべきことが規定されているが、発電所の限界がどのように定まるかは示されていない。
火山事象	将来における発生、軽減、対策	事業者は、将来における火山事象の発生を想定する。原子力安全文書には、重大な火山事象に対する措置が含まれていなければならない。	適用 - 様々な火山影響の中でもとりわけ大量の火山降下物を生成している、地域で最も活発な火山である桜島の 40km 圏内に川内が位置していることは、原発の安全性に影響を及ぼす危険要因であり、長期間にわたって噴火が連続した際にはとくに危険度が高い。	項目 3.3.3. (1) は、完新世における活動履歴がある火山を「将来活動の可能性のある」火山と見なすことを規定しているが、将来（原発の耐用期間）において火山活動が発生しないと評価されており、理論上の火山活動が、第四紀中のあらゆる時点に見出されるのと同様の火山粉砕物堆積層深度を伴って発生することが想定されている。
バックフィット	認可されている既存の原発	最新の規制要件を満たすため、既存の原発に対しバックフィットを実施する。	適用 - 川内原発 1 号機・2 号機の両方に適用される。	項目 1.2 は、既存原発への適用を規定している - 「IAEA SSG-21 安全指針」は、既存原発に遡及的に適用される点について言及している。廃炉の期間中に「火山評価ガイド」とハザード評価が適用されるか否かは明確にされていない。
第 5 ページ 新たな規制制度の原則				
コンセプト原則	深層防護および設計基準	自然現象（火山）への対策の大幅な強化。	原則的には適用、しかしながら各火山影響の危険性に対する「設計基準」の定義は不明である。	原子力規制委員会「火山影響評価ガイド」全体を通して、「設計基準」への言及は「総則」の項目 1.1 におけるものが唯一である - 「評価ガイド」で言及されている一般社団法人日本電気協会による指針（JEAG 4625）は、新規原発の立地選定に適用される[65]。
深層防護	深層防護の徹底	多層かつ複数の防護対策を講じる。	原則的には適用、しかしながら各火山影響の危険性に対する「深層防護」の定義は不明。	「火山影響評価ガイド」では、深層防護に対する言及あるいは定義が行われていない。
設計基準	強化された設	共通要因故障を防止	原則的には適用 - 川内原発を対象と	項目 6.6.1 は火山降下物を取り上げてお

	計基準	するために、自然現象（火山）に対する保護対策を講じて設計基準を大幅に強化する。	して一連の設計基準事象を確立することが可能であると考えられる。すなわち各火山災害について、その可能性と火山爆発源からの距離によりスクリーニングされなかったものに対応する「設計基準」限界と条件（すなわち対策あるいは緩和行動、もしくはその両方）を設定する－設計基準の一例として、屋根構造の安全積載荷重（15cm）に相当する火山灰堆積を屋根から除去する対策へのリソース供給が挙げられる。	り、外部電源喪失をはじめとする直接・間接の影響を広く特定しているが、きわめて一般的なやり方ではなく、設計基準を定める際の限界あるいは条件についてはなんら規定していない。
性能要求	各原発・施設に特有	事業者は、各原発に個別に適合した適切な設計を実施し、手続き上の対策もしくは緩和策、あるいはその両方を講じるよう義務づけられる。	適用－以下の一般領域における設計上の修正と改善は、川内原発において要件とされる可能性が高い（飛来した火山降下物に関連する項目のみ）： a) 降下火砕物の堆積荷重： i) 平屋根 ii) 側壁の荷重 iii) 外部タンクのカバー iv) 装置のカバー b) 降下火砕物による目詰まりと閉塞 i) 雨樋、排水路 ii) 主海水取入口のスクリーンおよびラック iii) 炉心補助冷却海水系 iv) 炉心補助冷却系 1) 海水ポンプ 2) 熱交換器 v) エアフィルターと冷却器 1) エアコンディショニング 2) 換気装置 vi) 非常用ディーゼル発電機 1) 吸引フィルター 2) 屋内フィルター 3) 主エンジン冷却コイル 4) 潤滑油冷却コイル c) 降下火砕物による摩耗と焼き付き i) 機械類とポンプ ii) 主蒸気がし弁 iii) タービン発電機冷却ポンプ iv) 外部電気開閉装置 d) 吸水時に被膜状となった降下火砕物による絶縁破壊 i) 変電所構内 ii) 敷地外への送電・配電網 e) その他	火山降下物の影響、および火山降下物を克服もしくは緩和する、あるいはその両方を達成するために必要なリソースについては項目 6.6.1. (1)、(2)、(3) で検討されているが、詳細に及ぶものではない。 しかしながら、外部電源喪失の可能性については、その開始および継続時間が厳密な境界と条件の面では詳述されていないもの、認識はされている。 火山灰除去、フィルターの交換、その他の人手を要する作業に必要な人的資源に関する要件は含まれていないが、これらは総体として非常に大規模なリソースを必要とすることになる可能性がある。原発立地への人員輸送が高度の火山降下物と灰堆積により困難となる場合は特にそうである。 敷地外の救急サービスの提供については規定が存在しない－敷地外の救急サービスが、他のところでも必要とされ優先される場合は、とりわけこうしたサービスを利用できるかどうかが問題になりうる。

第 6 ページ シビアアクシデント対策、テロ対策における基本方針

冗長性	最重要設備の強化	常設設備の信頼性向上のため、ディーゼル発電機のトラックへの搭載などの移動式設備を配置する。	適用－長期の外部電源喪失が発生した場合に備えて、移動式発電機一式を原発敷地外の所定位置に移動させることが要求される－不慮の事態において川内原発へのケーブル接続が確立されるか否かは不明。	項目 6.6.1. (1) (b) および 6.6.1. (3) (b) で長期の外部電源喪失が考慮されている点以外、具体的な規定は存在しない
-----	----------	---	--	---

第 7 ページ 設計への考慮とその他の自然現象の想定と対策の強化

共通原因	設計基準	設計上の考慮と設計基準へ自然現象を含める。	適用－火山から発生する飛来物に直接関係する多数の要因を伴う共通原因故障の可能性、例えば、とりわけ敷地内外に配備された臨時の移動式発電機一式のフィルターの目詰まり。	特記事項なし。
------	------	-----------------------	---	---------

第 8 ページ 従来の基準と新基準の比較				
自然現象	自然現象に対する考慮	自然現象に対する考慮が新たに義務化された	適用 – 原子力規制委員会による火山影響に関する新規指針では、この自然現象に対する考慮が義務づけられている	火山降下物をはじめとする自然現象一般に対する考慮が含まれている。

第 13 ページ 共通原因と設計基準				
自然現象	共通原因と設計基準 第一ステージのスクリーニング	共通原因故障への対策強化として個別に適合した設計基準を策定する	適用 – 原発の 160km 圏内を火砕流や火山灰の調査範囲に設定し、事業者に対しあらかじめ適切な防護措置を講じることを要求。	特記事項なし。

参照文献

- [4] Nuclear Regulation Authority, 'Overview – Draft New Safety Standards for Nuclear Power Stations' 原子力規制委員会 Japan, January 2013 - https://www.nsr.go.jp/english/data/new_safety_standards.pdf
- [5] Nuclear Regulation Authority, 'Outline of New Regulatory Requirements (Design Basis)', April 3, 2013 - https://www.nsr.go.jp/english/data/new_regulatory_requirements1.pdf - an earlier version of this draft is dated 6 February 2013 but this, apparently, is the version before amendment by the ongoing separate study team(s).
- [7] Nuclear Regulation Authority, 'The Assessment Guide of Volcanic Effects to the Nuclear Power Plant (Draft)', 3 June 2013 – in Japanese.
- [8] Nuclear Regulation Authority, 'Enforcement of the New Regulatory Requirements for Commercial Nuclear Power Reactors', July 8, 2013 - https://www.nsr.go.jp/english/e_news/data/13/0912.pdf - these regulatory requirements are enforced via the revised Reactor Regulation Act, being effective on July 8 2013.
- [27] IAEA, 'Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations', Specific Safety Guide No SSG-21, 2012 - http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1552_web.pdf
- [35] Hoblitt R P, et al, 'Volcanic Hazards with Regard to Siting Nuclear-Power Plants in the Pacific Northwest', US Dept of the interior, Geological Survey, Report 87-297, 1987
- [55] 原子力規制委員会, 'Sendai NPP of Kyushu Electric Co. Screening (assessment) report for permit application to change installation of power reactor (change of facilities of power reactor No.1 and No.2) (The Law for the Regulations of Nuclear Source Material, Nuclear Fuel Material and Reactors; under Clause 1-3 and 4, Clause 1-2 (parts related technical capacity) of Article 43-3-6)' (in Japanese), 10 September 2014
- [56] Druitt T H, Costa F, Deloule E, Dungan M, Scaillet B, 'Decadal to monthly timescales of magma transfer and reservoir growth at a caldera volcano', Letter, Nature 482, 77–80 2012 – <http://www.nature.com/nature/journal/v482/n7383/full/nature10706.html#contrib-auth>
- [57] 原子力規制委員会, 'The Monitoring of Volcanic Activity in the Nuclear Facility Investigation team'. 1st meeting 25 August 2014 – in Japanese – http://www.nsr.go.jp/committee/youshikisyu/kazan_monitoring/data/20140825.pdf
- [58] Volentik C M, Connor C B, et al, 'Aspects of Volcanic Hazard Assessment for the Bataan Nuclear Power Plant, Luzon Peninsula, Philippines' in Connor C B, Chapman N A and Connor L J, 'Volcanic and Tectonic Hazard Assessment for Nuclear Facilities', Cambridge University Press, 2009
- [59] Kyushu Electric, 'The effect assessment by pyroclastic fall deposit (volcanic ashes) for Sendai Nuclear Power Plant (Reactor No.1 and No.2)', 0035-13/14, October 2013
- [60] Langdon Davis, 'Spon's Architects and Builder's Price Book 2013', 138th Edition, 2012
- [61] Kyushu Electric Power Co., Inc., 'Sendai Nuclear Power Plant, Reactor No.1 and No.2 Answers to additional points brought up at the assessment meeting (points of note) regarding major damage, SA power supply, structure of procedures, emergency response centre etc.', 2014, 0098_03, March 2014
- [62] Large J H, 'Opinion and Statement of John H Large - The Application and Conformity of the Japanese Nuclear Regulation Authority's New Safety Standards for Nuclear Power Plants The Assessment Guide of Volcanic Effects to the Nuclear Power Plant with International Atomic Energy Agency's Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations SSG-21' R3229-E1, 28 January, 2015
- [63] Hill B E, et al, '1995 Eruptions of Cerro Negro Volcano, Nicaragua, and Risk Assessment for Future Eruptions', Geological Society of America Bulletin, 110, 1998
- [64] Hill B E, et al, 'Recommendations for Assessing Volcanic Hazards at Sites of Nuclear Installations', in Connor C B, Chapman N A and Connor L J, 'Volcanic and Tectonic Hazard Assessment for Nuclear Facilities', Cambridge University Press, 2009
- [65] IAEA, 'Volcanoes and Associated Topics in Relation to Nuclear Power Plant Siting', PSSS.-01, 1997
- [66] Nuclear Standards Committee (NUSC) of Japan Electric Association (JEA), 'Technical guidelines for evaluation of volcanic phenomena for nuclear power plants', JEAG4625.-2014, revised February 2014 -- <http://www.denki.or.jp/committee/nuc/jeac/4625/jeag4625.html>

<本件に関する問い合わせ>
 国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン tel 03-5338-9800
 キャンペーン担当： 高田久代 tel 080-6647-8503
 関口守 tel 090-3204-7727
 広報担当： 柏木愛 tel 080-5416-6507